

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（金属熱処理業職種）案について（概要）

令和3年10月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を掲げているところ、今般、金属熱処理業職種並びに全体熱処理作業、表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業及び部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業に係る技能実習評価試験を追加し、移行対象職種・作業として金属熱処理業職種並びに全体熱処理作業、表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業及び部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業を追加するもの。

2 改正の概要

金属熱処理業職種に関し、規則別表の該当部分にそれぞれ次のように追加する。

【別表第1】（技能実習評価試験）

5-2 機械・金属関係

職種	作業	試験	試験実施者
金属熱処理業	全体熱処理作業	金属熱処理業技能実習評価試験	一般社団法人日本金属熱処理工業会
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業		
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業		

【別表第2】（移行対象職種・作業）

6 機械・金属関係

職種	作業
金属熱処理業	全体熱処理作業
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業

3 根拠法令

法第8条第2項第6号及び第9条第2号（法第11条第2項において準用する場合を含む。）

4 施行期日等

公布日 令和4年11月頃（予定）

施行期日 公布日